

大雨にかかる防災気象情報に伴う学校の対応について

令和3年5月20日
学校教育課長
健康教育課長

1 警戒レベルと学校の対応

発表主体 気象台		発表主体 市(自治体)		学 校	
相当する警戒レベル	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 土砂災害の情報(雨)	警戒レベル	避難情報	登校前	登校後
1相当	早期注意情報	1		・通常登校	・通常授業
2相当	注意報	2	第1次防災体制 第2次防災体制	・通常登校	・通常授業
3相当	大雨警報洪水警報	3	高齢者等避難	・登校 ・自宅待機 ・臨時休業	・通常授業 ・早めの下校
4相当	土砂災害警戒情報	4	避難指示	・自宅待機 ・臨時休業	・集団下校 ・引き渡し ・学校待機
5相当	大雨特別警報 (土砂災害)	5	緊急安全確保	・一斉臨時休業	・学校待機

2 対応マニュアル

(1) 前日

①長崎市に「大雨特別警報」等が発表され、翌日も大きな被害が予想される場合、全ての市立小中高等学校を一斉臨時休業とする。

(2) 登校前

- ①学校や児童生徒の居住地域に、「高齢者等避難」が発令された場合は、気象情報を注視し、状況によっては、臨時休業または自宅待機とする。(各学校のマニュアルで対応)
- ②学校や児童生徒の居住地域に、「避難指示」が発令された場合は、臨時休業または自宅待機を原則とする。(各学校のマニュアルで対応)
- ③長崎市に「大雨特別警報」が発表された場合は、全ての市立小中高等学校を一斉臨時休業とする。

(3) 登校後

- ①学校や児童生徒の居住地域に、「高齢者等避難」が発令された場合は、気象情報を注視し、下校を早めるなどの措置を検討する。
- ②「避難指示」及び「大雨特別警報」の発令が予想される時は、事前に集団下校等の措置をとり、既に周囲で災害が発生している場合には、原則として学校待機とし、命を守るための最善の行動をとる。
- ③学校や児童生徒の居住地域に、「避難指示」が発令された場合は、状況に応じて学校待機や職員の引率による集団下校、保護者への引き渡しなど児童生徒の安全確保を第一とする措置をとる。

(4)学校給食の中止について

- ①一斉臨時休業時の給食関係業者への給食中止の連絡は、健康教育課において行う。
- ②学校単位の給食の中止や変更については、給食関係業者や共同調理場・親子学校間の連絡を確実に行い、健康教育課に報告する。なお、給食中止の決定がなされない限り、納品や調理は通常どおり開始しているが、フードロスの観点等から、中止を決定した場合の給食関係業者等への連絡は速やかに行うこと。

3 備考

- (1)一斉臨時休業する場合は、市教委より各学校へ通知する。
- (2)「避難指示」「高齢者等避難」発令時の学校の対応については、中学校区で協議する。
- (3)避難情報等は、長崎市のホームページで確認する。
- (4)臨時休業や始業時刻・下校時刻の変更など当日の予定を急に変更する場合は、電話連絡網や一斉メール配信等を活用するとともに、連絡方法について事前に保護者へ伝えておく。
- (5)児童生徒宅に被害があつたり、児童生徒が避難所へ避難したりしている場合は、安否確認を確実に行い、連絡がとれるようにしておく。
- (6)「大雨特別警報」や「避難指示」が発令された場合に備えて、日頃より引き渡し訓練を行っておく。
- (7)浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に指定されている学校(小25校、中11校)は、学校が設定した「避難確保計画」に従って行動する。